

(様式2)

令和 年 月 日

誓約書

福岡県飯塚県土整備事務所長 様

応募者（受入希望者）

住所及び氏名

印

飯塚県土整備事務所が発注する公共工事における建設発生土の受入について、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 令和8年度建設発生土受入地に関する募集要項を十分に理解したうえで、建設発生土の受入地に応募します。
2. 建設発生土受入地に認定された場合は、「令和8年度建設発生土受け入れ地に関する募集要項（以下、募集要項）」の内容を遵守し、受入地の周辺環境に配慮しながら、十分な安全対策を講じ、真摯に受入地の運営・管理を行います。
3. 認定の変更・廃止・停止の事由が生じた場合は、要項に従い、速やかに届出します。
4. 募集要項第7条（認定の取消）に該当し認定の取消となった場合、異議申立てはしません。
5. 処分費の受領、土砂の搬入又は搬出は、搬入又は搬出者と協力し、責任をもって履行します。
6. 受入地内における荷卸し後の土砂は、受入者が責任をもって管理すると共に、土砂の崩落、流失などの事故が発生した場合は、速やかに対策を行い、関係機関等へ連絡します。
7. 建設発生土受入地からの溢水、汚水などによって周辺環境へ悪影響が生じた場合、速やかに対策を行うとともに、関係機関等に連絡します。
8. 建設発生土の搬入又は搬出作業によって、受入地周辺の人物等に損害が生じた場合や、受入地周辺住民等からの苦情などは、受入者が責任をもって対処します。
9. 特段の事由事情がある場合を除き、建設発生土受入地申込書に記載した土質区分に該当する土砂は、草の根や含水の有無にかかわらず、すべて受け入れます。
10. ストックヤードから搬出した土砂は、公共工事以外には使用しません。
11. 受入地の認定を受けても、土砂の搬入が確約されたものではないことについて、異議はありません。
12. 搬入又は搬出者と受入者との間で生じた紛争等に関して、当事者間で調整し解決します。

以上

申込前の確認事項

- 1 この表を用いて、事務局担当者と最終チェックを行います。
福岡県飯塚県土整備事務所の建設発生土受入地の募集要項に照らして書類整備、記載内容等が整っている場合は、右の確認欄に[レ]を記入してください。
該当しない項目については、[×]を記入してください。
- 2 確認後、記名押印して、申込書と併せて提出してください。

| 提出物の確認(募集要項 第3条(別表1)) | 確認欄 |
|--|-----|
| 建設発生土受入地 申請書(様式1) | |
| 建設発生土「受入料金」(様式1-1) | |
| 宅地造成及び特定盛土等規制法の手続きに関する報告書(様式1-2) | |
| 誓約書(様式2) | |
| 位置図 | |
| 周辺の見取り図 | |
| 平面図 | |
| 許認可のコピー | |
| 現地写真 | |
| 認定の要件等(募集要項 第5条、8条) ※全種類受入地対象 | △ |
| (1)受入地が飯塚県土整備事務所管内および周辺に受入地を準備できること。(位置図にて確認) | |
| (2)工事請負契約書第48条の3第1項にいずれにも該当しないこと。 | |
| (3)土砂埋立条例などの許認可を有すること。 | |
| (4)周辺環境や他交通へ顕著な影響を及ぼすことのない道路幅員が確保されていること。 | |
| (5)土壤汚染の恐れがある場合、必要な手続きを行うこと。 | |
| (6)土砂の搬入及び荷卸し以外の作業を求めないこと。 | |
| (7)荷卸し後の土砂の管理を責任をもって行うこと。 | |
| (8)土砂を受け入れる際(ストックヤードの場合は持ち出す場合も含む)に、必要に応じてガードマング配置等の安全管理を行うこと。 | |
| (9)公共工事の搬出に併せて受入が可能であること。 | |
| (10)県の指導や関係する法令などを遵守し、不誠実な行為を行わないこと。 | |
| (11)関係法令等に係る行政指導や行政処分を現在受けていないこと。 | |
| ・土砂受入地申込の場合の確認事項(募集要項 第9条) | △ |
| (1)土砂の受入を業として、運営する施設である。 | |
| (2)特段の事由がある場合を除き、建設発生土受入地申込書に記載した土質区分に該当する土砂は、草の根や含水の有無にかかわらず、すべて受け入れることができる。 | |
| ・再資源化施設申込の場合の確認事項(募集要項 第10条) | △ |
| (1)有効利用を目的に、土砂の受入を業として運営する施設である。 | |
| (2)土質区分を第1~4種建設発生土区分(別表3)より指定できるが、石やレキの有無等の指定はできない。 | |
| ・ストックヤード申込の確認事項(募集要項 第5~6条、12条) | △ |
| (1)保管する土砂を、公共工事以外に使用しないこと。 | |
| (2)天災等の不測事態により受入が困難と認められたとき又は、更新しない場合を除いて廃止できない。 | |
| (3)認定期間中に継続して運営することが確実に見込まれること。 (土砂埋立条例許可申請書または、その他許認可申請時に添付する書面のうち運営基盤が確認できるものを添付する) | |

上記事項について、確認いたしました。

令和 年 月 日

受入希望者 住所

氏名

印